

平成20年1月11日 法務省令第1号

不動産登記令の一部を改正する政令（平成20年政令第1号）の施行に伴い、並びに不動産登記法（平成16年法律第123号）及び不動産登記令（平成16年政令第379号）の規定に基づき、不動産登記規則の一部を改正する省令を次のように定める。

不動産登記規則の一部を改正する省令

不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）の一部を次のように改正する。

（申請書類つづり込み帳）

第19条 申請書類つづり込み帳には、申請書及びその添付書面、通知書、許可書、取下書その他の登記簿の附属書類（申請に係る事件を処理するために登記官が作成したものを含み、この省令の規定により前条第3号から第5号まで及び第7号の帳簿につづり込むものを除く。）をつづり込むものとする。

（土地図面つづり込み帳）

第20条 土地図面つづり込み帳には、土地所在図及び地積測量図（これらのものが書面である場合に限る。）をつづり込むものとする。

2・3（略）

（地役権図面つづり込み帳）

第21条 地役権図面つづり込み帳には、地役権図面（書面である場合に限る。）をつづり込むものとする。

2（略）

（建物図面つづり込み帳）

第22条 建物図面つづり込み帳には、建物図面及び各階平面図（これらのものが書面である場合に限る。）をつづり込むものとする。

2（略）

（添付書面の原本の還付請求）

第55条 書面申請をした申請人は、申請書の添付書面（磁気ディスクを除く。）の原本の還付を請求することができる。ただし、令第16条第2項、第18条第2項若しくは第19条第2項又はこの省令第48条第1項第3号（第50条第2項において準用する場合を含む。）若しくは第49条第2項第3号の印鑑に関する証明書及び当該申請のためにのみ作成された委任状その他の書面については、この限りでない。

2 前項本文の規定により原本の還付を請求する申請人は、原本と相違ない旨を記載した謄本を提出しなければならない。

3 登記官は、第1項本文の規定による請求があった場合には、調査完了後、当該請求に係る書面の原本を還付しなければならない。この場合には、前項の謄本と当該請求に係る書面の原本

を照合し、これらの内容が同一であることを確認した上、同項の謄本に原本還付の旨を記載し、これに登記官印を押印しなければならない。

4 前項後段の規定により登記官印を押印した第2項の謄本は、登記完了後、申請書類つづり込み帳につづり込むものとする。

5 第3項前段の規定にかかわらず、登記官は、偽造された書面その他の不正な登記の申請のために用いられた疑いがある書面については、これを還付することができない。

6 第1項の規定による原本の還付は、申請人の申出により、原本を送付する方法によることができる。この場合においては、申請人は、送付先の住所をも申し出なければならない。

7 前項の場合における書面の送付は、同項の住所にあてて、書留郵便又は信書便の役務であって信書便事業者において引受け及び配達記録を行うものによってするものとする。

8 前項の送付に要する費用は、郵便切手又は信書便の役務に関する料金の支払のために使用することができる証票であって法務大臣が指定するものを提出する方法により納付しなければならない。

9 前項の指定は、告示してしなければならない。

（登記識別情報の通知の方法）

第63条 登記識別情報の通知は、法務大臣が別に定める場合を除き、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に定める方法によるものとする。

一（略）

二 書面申請 登記識別情報を記載した書面を交付する方法

2 登記官は、前項の通知をするときは、法第21条本文の規定により登記識別情報の通知を受けべき者及び前条第1項各号に定める者並びに同条第2項の代理人（申請人から登記識別情報を知ることを特に許された者に限る。）以外の者に当該通知に係る登記識別情報が知られないようにするための措置を講じなければならない。

3 送付の方法により登記識別情報を記載した書面の交付を求める場合には、申請人は、その旨並びに次項及び第5項の場合の区分に応じた送付先の別（第5項に規定する場合であって自然人である代理人の住所にあてて書面を送付することを求めるときにあつては、当該代理人の住所）を申請情報の内容とするものとする。

4 前項の場合における登記識別情報を記載した書面の送付は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法によってするものとする。

一 申請人又は代理人（以下この条において「申請人等」という。）が自然人である場合において当該申請人等の住所にあてて書面を送付するとき、又は申請人等が法人である場合において当該申請人等である法人の代表者の住所にあてて書面を送付するとき（第3号に掲

- げる場合を除く。) 郵便事業株式会社の内国郵便約款の定めるところにより名あて人本人に限り交付し、若しくは配達する本人限定受取郵便又はこれに準ずる方法
- 二 申請人等が法人である場合において当該申請人等である法人の住所にあてて書面を送付するとき(次号に掲げる場合を除く。) 書留郵便又は信書便の役務であって信書便事業者において引受け及び配達の記録を行うもの
- 三 申請人等が外国に住所を有する場合 書留郵便若しくは信書便の役務であって信書便事業者において引受け及び配達の記録を行うもの又はこれらに準ずる方法
- 5 前項の規定にかかわらず、前条第2項の規定により代理人が登記識別情報の通知を受ける場合であって、当該代理人が法第23条第4項第1号に規定する代理人(以下「資格者代理人」という。)であるときは、登記識別情報を記載した書面の送付は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法によってするものとする。
- 一 当該代理人が自然人である場合において当該代理人の住所にあてて書面を送付するとき、又は当該代理人が法人である場合において当該代理人である法人の代表者の住所にあてて書面を送付するとき 郵便事業株式会社の内国郵便約款の定めるところにより名あて人本人に限り交付し、若しくは配達する本人限定受取郵便又はこれに準ずる方法
- 二 当該代理人が自然人である場合において当該代理人の事務所の所在地にあてて書面を送付するとき、又は当該代理人が法人である場合において当該代理人である法人の住所にあてて書面を送付するとき 書留郵便又は信書便の役務であって信書便事業者において引受け及び配達の記録を行うもの
- 6 送付の方法により登記識別情報を記載した書面の交付を求める場合には、送付に要する費用を納付しなければならない。
- 7 前項の送付に要する費用は、郵便切手又は信書便の役務に関する料金の支払のために使用することができる証票であって法務大臣が指定するものを申請書と併せて提出する方法により納付しなければならない。
- 8 第6項の送付は、申請人が当該郵便物をこれと同一の種類に属する他の郵便物に優先して送達する取扱いの料金に相当する郵便切手を提出したときは、当該取扱いによらなければならない。第4項第2号若しくは第3号又は第5項第2号の場合において、信書便の役務であって当該取扱いに相当するものの料金に相当する当該信書便事業者の証票で法務大臣が指定するものを提出したときも、同様とする。
- 9 前2項の指定は、告示してしなければならない。
- 第63条の2** 官庁又は公署が登記権利者のために登記の囑託をしたときにおける登記識別情報

- の通知は、官庁又は公署の申出により、登記識別情報を記載した書面を交付する方法によりすることもできる。この場合においては、官庁又は公署は、当該申出をする旨並びに送付の方法による交付を求めるときは、その旨及び送付先の住所を囑託情報の内容とするものとする。
- 2 前項の場合における登記識別情報を記載した書面の送付は、同項の住所にあてて、書留郵便又は信書便の役務であって信書便事業者において引受け及び配達の記録を行うものその他の郵便又は信書便によって書面を送付する方法によってするものとする。
- 3 前条第6項から第9項までの規定は、官庁又は公署が送付の方法により登記識別情報を記載した書面の交付を求める場合について準用する。

(登記識別情報の通知を要しない場合)

第64条 法第21条ただし書の法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 (略)
- 二 法第21条本文の規定により登記識別情報の通知を受けるべき者(第63条第1項第1号に定める方法によって通知を受けるべきものに限る。)が、登記官の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに登記識別情報が記録され、電子情報処理組織を使用して送信することが可能になった時から30日以内に自己の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該登記識別情報を記録しない場合
- 三 法第21条本文の規定により登記識別情報の通知を受けるべき者(第63条第1項第2号に定める方法によって通知を受けるべきものに限る。)が、登記完了の時から三月以内に登記識別情報を記載した書面を受領しない場合
- 四 (略)
- 2 (略)

(登記識別情報に関する証明)

第68条 令第二十二条第一項に規定する証明の請求は、次に掲げる事項を内容とする情報(以下この条において「有効証明請求情報」という。)を登記所に提供してしなければならない。

- 一 請求人の氏名又は名称及び住所
- 二 請求人が法人であるときは、その代表者の氏名
- 三 代理人によって請求をするときは、当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名
- 四 請求人が登記名義人の相続人その他の一般承継人であるときは、その旨及び登記名義人の氏名又は名称及び住所
- 五 当該登記識別情報に係る登記に関する次に掲げる事項
- イ 不動産所在事項又は不動産番号
- ロ 登記の目的
- ハ 申請の受付の年月日及び受付番号
- ニ 第3項第1号に掲げる方法により請求を

- するときは、甲区又は乙区の別
- 六 第15項の規定により同項に規定する情報を提供しないときは、その旨及び当該情報の表示
- 2 前項の証明の請求（登記識別情報が通知されていないこと又は失効していることの証明の請求を除く。）をするときは、有効証明請求情報と併せて登記識別情報を提供しなければならない。第66条の規定は、この場合における登記識別情報の提供方法について準用する。
- 3 第1項の証明の請求は、次に掲げる方法のいずれかによりしなければならない。
- 一 法務大臣の定めるところにより電子情報処理組織を使用して有効証明請求情報を登記所に提供する方法
- 二 有効証明請求情報を記載した書面を提出する方法
- 4 第1項の証明は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法によりするものとする。
- 一 前項第1号に掲げる方法により有効証明請求情報が提供された場合 法務大臣の定めるところにより、登記官の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報を電子情報処理組織を使用して送信し、これを請求人又はその代理人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- 二 前項第2号に掲げる方法により有効証明請求情報が提供された場合 登記官が証明に係る事項を記載した書面を交付する方法
- 5 有効証明請求情報の内容である登記名義人の氏名若しくは名称又は住所が登記記録と合致しないときは、有効証明請求情報と併せて当該登記名義人の氏名若しくは名称又は住所についての変更又は錯誤若しくは遺漏があったことを証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した情報を提供しなければならない。ただし、公務員が職務上作成した情報がない場合にあつては、これに代わるべき情報を提供すれば足りる。
- 6 登記名義人の相続人その他の一般承継人が第1項の証明の請求をするときは、その有効証明請求情報と併せて相続その他の一般承継があつたことを証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した情報を提供しなければならない。ただし、公務員が職務上作成した情報がない場合にあつては、これに代わるべき情報を提供すれば足りる。
- 7 令第4条並びに第7条第1項第一号及び第二号の規定は、第1項の証明の請求をする場合（同号の規定については、資格者代理人により第1項の証明の請求をする場合を除く。）について準用する。この場合において、令第4条ただし書中「申請する登記の目的並びに登記原因及びその日付が同一であるときその他総務省令で定めるとき」とあるのは、「有効証明請求情報の内容である登記名義人の氏名又は名称及び住所が同一であるとき」と読み替えるものとする。

8～13 （略）

14 資格者代理人が第1項の証明の請求をするときは、当該資格者代理人が登記の申請の代理を業とすることができる者であることを証する情報（当該資格者代理人が法人である場合にあつては、当該法人の代表者の資格を証する情報を含む。）

を併せて提供しなければならない。

15 資格者代理人によって第1項の証明の請求をする場合には、第5項及び第6項の規定にかかわらず、これらの規定に規定する情報は、提供することを要しない。

注 第68条中

第1項は6号が追加された。

2項から6項まで変更は無い。

第7項は一部修正された。

第14項、第15項は追加された。

（事前通知）

第70条 法第23条第1項の通知は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により書面を送付するものとする。

- 一 法第22条に規定する登記義務者が自然人である場合又は当該登記義務者が法人である場合において当該登記義務者である法人の代表者の住所にあてて書面を送付するとき 郵便事業株式会社の内国郵便約款の定めるところにより名あて本人に限り交付し、若しくは配達する本人限定受取郵便又はこれに準ずる方法

二・三 （略）

2～8 （略）

（資格者代理人による本人確認情報の提供）

第72条 法第23条第4項第1号の規定により登記官が資格者代理人から提供を受ける申請人が申請の権限を有する登記名義人であることを確認するために必要な情報（以下「本人確認情報」という。）は、次に掲げる事項を明らかにするものでなければならない。

一～三 （略）

2～3 （略）

第74条 土地所在図、地積測量図、建物図面及び各階平面図（これらのものが書面である場合に限る。）は、0.2ミリメートル以下の細線により、図形を鮮明に表示しなければならない。

2～3 （略）

（地役権図面の内容）

第79条 1～3 （略）

4 地役権図面（書面である場合に限る。）には、地役権者が署名し、又は記名押印しなければならない。

（登記事項証明書の交付の請求情報等）

第193条第1項第4号

四 登記事項証明書の交付の請求をする場合に

あつては、第百九十六条第一項各号（同項第一号、第三号及び第四号を同条第二項において準用する場合を含む。）に掲げる登記事項証明書の区分

注 赤字部分削る

附則に次の5条を加える

（電子申請において添付書面を提出する場合についての特例等）

第21条 電子申請をする場合において、令附則第5条第1項の規定により書面を提出する方法により添付情報を提供するときは、各添付情報につき書面を提出する方法によるか否かの別をも申請情報の内容とするものとする。

2 前項に規定する場合には、当該書面は、申請の受付の日から2日以内に提出するものとする。

3 第1項に規定する場合には、申請人は、当該書面を提出するに際し、別記第13号様式による用紙に次に掲げる事項を記載したものを添付しなければならない。

一 受付番号その他の当該書面を添付情報とする申請の特定に必要な事項

二 令附則第5条第1項の規定により提供する添付情報の表示

4 第1項に規定する場合において、送付の方法により当該書面を提出するときは、書留郵便又は信書便の役務であつて当該信書便事業者において引受け及び配達記録を行うものによるものとする。

5 前項に規定する場合には、当該書面を入れた封筒の表面に令附則第5号第1項の規定により提出する書面が在中する旨を明記するものとする。

第22条 令附則第5条第4項の電磁的記録は、法務大臣の定めるところにより送信して提供しなければならない。

2 令附則第5条第4項の電磁的記録の提供は、法第64条の登記以外の登記につき、同項の書面に記載された情報のうち登記原因の内容を明らかにする部分についてすれば足りる。

3 令附則第5条第4項の規定により同項の書面に記載された情報を記録する場合には、法務大臣の定めるところにより当該書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）で読み取る方法によらなければならない。

第23条 第17条第1項の規定にかかわらず、令附則第5条第1項の規定により書面を提出する方法により添付情報が提供された場合には、当該書面は、第19条から第22条までの規定に従い、第18条第2号から第5号までに掲げる帳簿につづり込んで保管するものとする。

第24条 第38条第3項及び第39条第3項の

規定は、令附則第5条第1項の規定により書面を提出する方法により添付情報を提供した場合について準用する。

2 第45条、第49条、第50条及び第55条の規定は、令附則第5条第1項の規定による書面の提出について準用する。この場合において、第55条第1項中「申請書の添付書面」とあるのは、「当該書面」と読み替えるものとする。

3 令附則第5条第1項の規定により書面を提出する方法により添付情報を提供した場合における第60条第2項の規定の適用については、同項第一号中「方法」とあるは、「方法又は登記所に提出した書面を補正し、若しくは補正に係る書面を登記所に提出する方法」とする。

4 令附則第5条第1項の規定による書面を提出する方法により添付情報を提供する場合における第63条第7項の規定の適用については、同項中「申請書」とあるのは、「附則第21条第3項の用紙」とする。

第25条 電子申請の場合における法第23条第1項に規定する申出は、当分の間、法第22条に規定する登記義務者が、第70条第1項の書面に通知にかかる申請の内容が真実である旨を記載し、これに記名し、委任状に押印したものと同一の印を用いて当該書面に押印した上、登記所に提出する方法によることができる。

別記第12号の次に次の様式を加える。

別記第13号（附則第21条第3項関係）

附則

この省令は、平成20年1月15日から施行する。